（両側））を算定する場合　101点
ホス　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２４２　斜視手術　２　後転法（片側））を算定する場合　90点
ホン　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２４２　斜視手術　２　後転法（両側））を算定する場合　99点
ヘイ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２４２　斜視手術　３　前転法及び後転法の併施（片側））を算定する場合　90点
ヘロ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２４２　斜視手術　３　前転法及び後転法の併施（両側））を算定する場合　119点
ヘハ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２５４　治療的角膜切除術　１　エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）（片側））を算定する場合　107点
ヘニ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２５４　治療的角膜切除術　１　エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）（両側））を算定する場合　126点
ヘホ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２６８　緑内障手術　６　水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術（片側））を算定する場合　76点
ヘヘ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２６８　緑内障手術　６　水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術（両側））を算定する場合　133点
ヘト　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２８２　水晶体再建術　１　眼内レンズを挿入する場合　ロ　その他のもの（片側））を算定する場合　80点
ヘチ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２８２　水晶体再建術　１　眼内レンズを挿入する場合　ロ　その他のもの（両側））を算定する場合　155点
ヘリ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２８２　水晶体再建術　２　眼内レンズを挿入しない場合（片側））を算定する場合　84点
ヘヌ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２８２　水晶体再建術　２　眼内レンズを挿入しない場合（両側））を算定する場合　84点
ヘル　短期滞在手術等基本料３（Ｋ３１８　鼓膜形成手術）を算定する場合　110点
ヘヲ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ３３３　鼻骨骨折整復固定術）を算定する場合　102点
ヘワ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ３８９　喉頭・声帯ポリープ切除術　２　直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの）を算定する場合　204点
ヘカ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ４７４　乳腺腫瘍摘出術　１　長径５センチメートル未満）を算定する場合　115点
ヘヨ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ４７４　乳腺腫瘍摘出術　２　長径５センチメートル以上）を算定する場合　144点
ヘタ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　１　初回（透析シャント閉塞又は高度狭窄の場合））を算定する場合　87点
ヘレ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　１　初回（その他の場合））を算定する場合　87点
ヘソ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　２　１の実施後３月以内に実施する場合）を算定する場合　97点
ヘツ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　１　抜去切除術）を算定する場合　83点
ヘネ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　２　硬化療法（一連として））を算定する場合　43点
ヘナ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　３　高位結紮術）を算定する場合　63点
ヘラ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１７－２　大伏在静脈抜去術）を算定する場合　65点
ヘム　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１７－４　下肢静脈瘤血管内焼灼術）を算定する場合　67点
ヘウ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１７－６　下肢静脈瘤血管内塞栓術）を算定する場合　50点
ヘヰ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（３歳未満に限る。））を算定する場合　78点
ヘノ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（３歳以上６歳未満に限る。））を算定する場合　75点
ヘオ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（６歳以上15歳未満に限る。））を算定する場合　84点
ヘク　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（15歳以上に限る。））を算定する場合　184点
ヘヤ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（３歳未満に限る。））を算定する場合　105点
ヘマ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（３歳以上６歳未満に限る。）を算定する場合　108点
ヘケ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（６歳以上15歳未満に限る。）を算定する場合　107点
ヘフ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（15歳以上に限る。））を算定する場合　156点
ヘコ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ７２１　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　１　長径２センチメートル未満）を算定する場合　79点
ヘエ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ７２１　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　２　長径２センチメートル以上）を算定する場合　106点
ヘテ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ７４３　痔核手術（脱肛を含む。）　２　硬化療法（四段階注射法によるもの））を算定する場合　73点
ヘア　短期滞在手術等基本料３（Ｋ７４７　肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門ポリープ切除術に限る。））を算定する場合　104点
ヘサ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ７４７　肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門尖圭コンジローム切除術に限る。））を算定する場合　75点
ヘキ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ７６８　体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき））を算定する場合　70点
ヘユ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ８２３－６　尿失禁手術（ボツリヌス毒素によるもの））を算定する場合　80点
ヘメ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ８３４－３　顕微鏡下精索静脈瘤手術）を算定する場合　41点
ヘミ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ８６７　子宮頸部（膣部）切除術）を算定する場合　93点
ヘシ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ８７２－３　子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術　１　電解質溶液利用のもの）を算定する場合　76点
ヘエ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ８７２－３　子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術　２　組織切除回収システム利用によるもの）を算定する場合　67点
ヘヒ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ８７２－３　子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術　３　その他のもの）を算定する場合　72点
ヘモ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ８７３　子宮鏡下子宮筋腫摘出術　１　電解質溶液利用のもの）を算定する場合　88点
ヘセ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ８７３　子宮鏡下子宮筋腫摘出術　２　その他のもの）を算定する場合　87点
ヘス　短期滞在手術等基本料３（Ｋ８９０－３　腹腔鏡下卵管形成術）を算定する場合　140点